

令和5年度 若木ライフ事業計画

社会福祉法人 信隆会

目 次

I 若木ライフ基本理念	1
II 若木ライフ概要	2
1 施設概要	2
2 職員数	3
3 組織図	4
III 若木ライフを取巻く状況と方針	5
IV 重点取組	6
V 若木ライフ年間活動計画	7
1 会議、委員会	7
2 人材育成計画	8
3 年間行事計画	9
4 行事食予定表	10
VI 各事業計画	11
1 介護老人福祉施設事業計画	11
2 短期入所生活介護事業計画	15
特別養護老人ホーム 生活日課・業務表	17
3 一般通所介護事業計画	18
4 認知症対応型通所介護事業計画	21
通所介護サービス 生活日課・業務表	24
5 指定居宅介護支援事業計画	25
6 地域包括支援センター事業計画	27
7 実習生受入れ計画	31

I 若木ライフ基本理念

基本理念

1 慈誠の心

- (1) 私たちは、人を慈しみ利他心をもって誠実に取組む「慈誠の心」をはぐくみ、利用者が健やかに安心して生活できるよう支援します。
- (2) 地域の人々の善意が結集し実践できる地域福祉の拠点となることを目指します。

基本方針

1 利用者の尊重

- (1) 利用者の尊厳をまもり、その人らしく生活できるよう利用者の意向を引き出し尊重するサービスを提供します。
- (2) 利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、良質かつ適切な支援をします。

2 地域福祉の推進

- (1) 利用者が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・文化など様々な分野の活動に参加する機会が持てるよう地域福祉を推進します。
- (2) 地域住民やボランティア、医療、行政等と連携・協力して地域福祉サービスの拠点となることを目指します。

3 健全経営の実現

事業経営を自己収入で賄うため無駄を無くし効率化を図って健全な経営を行います。

Ⅱ 若木ライフ概要

1 施設概要

(1) 実施事業

① 第一種社会福祉事業

ア 特別養護老人ホーム 定員 90 人

② 第二種社会福祉事業

ア 短期入所生活介護事業 定員 10 人

イ 通所介護事業 定員 23 人

ウ 認知症対応型通所介護事業 定員 12 人

エ 指定居宅介護支援事業

③ 区委託事業

(ア) 地域包括支援センター事業

(2) 経営法人

① 名 称 社会福祉法人 信隆会

② 理事長 大畑 広次

③ 所在地 東京都板橋区若木 1-21-3

④ 設 立 平成 12 年 5 月介護複合施設若木ライフ開設

(3) 施設

敷 地 2,129 m²

建築面積 1,005 m²

延床面積 4,344 m²

構 造 鉄筋コンクリート造

建 物 地下 1 階 地上 4 階

2 若木ライフ職員数

上段:令和5年度

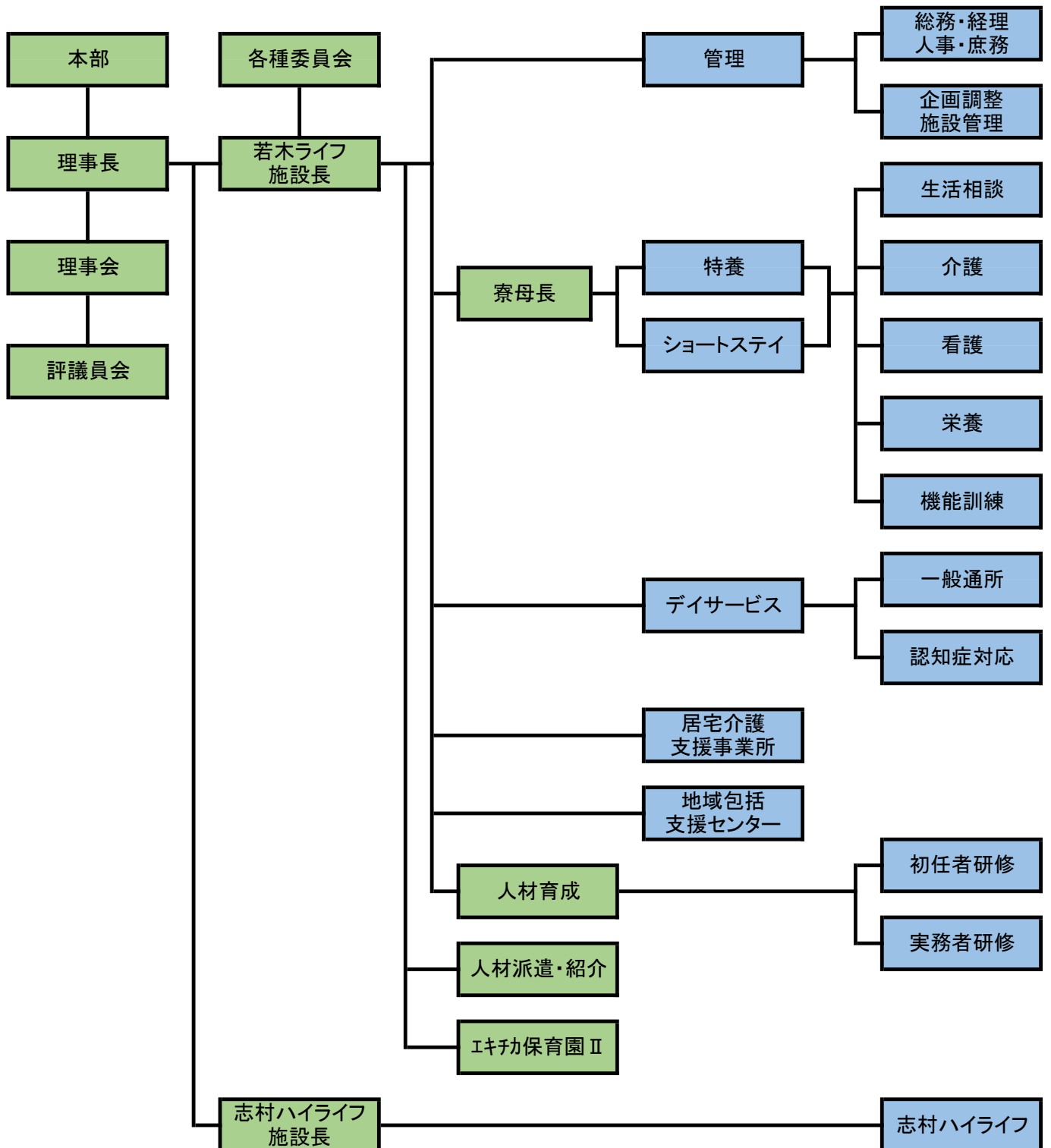
R4.4.1予定

下段:令和4年度

単位=人

		特養	ショート ステイ	通所 一般	通所 認知症対 応	居宅	包括	栄養 (給食)	管理	合計
正規		44	3	2	3	4	10	4	5	75
		30	5	2	3	4	8	4	4	60
準職員		18	2	7	5	0	0	9	6	47
		25	1	6	3	0	2	8	6	51
計		62	5	9	8	4	10	13	11	122
		55	6	8	6	4	10	12	10	111
常勤換算		56.82	4.79	6.91	7.57	4.00	10.00	8.64	9.75	108.48
		49.71	5.89	6.73	5.59	4.00	9.71	8.14	8.98	98.75
職 種	施設長								1	1
									1	1
	事務								5	5
									4	4
	生活相談員	2	1	1	2					6
		2	2	1	1					6
	社会福祉士						3			3
							1			1
	介護支援専門員	1				4	5			10
		1				4	8			13
	配置医	1								1
		1								1
	保健師						1			1
							1			1
	看護師	7		2			1			10
		6		2						8
	介護職員	49	4	4	5					62
		43	4	4	4					55
	管理栄養士							3		3
								3		3
	栄養士							1		1
								1		1
	調理員							9		9
								8		8
	機能訓練指導員	2								2
		2								2
	清掃・運転			2	1				5	8
				1	1				5	7
合計		62	5	9	8	4	10	13	11	122
		55	6	8	6	4	10	12	10	111

3 組織図



Ⅲ 若木ライフを取り巻く状況と方針

1 新型コロナウイルス感染症対応

本年から国の対応が大きく転換する。しかしながら、高齢者に及ぼす影響は若年層に比べ重篤化の可能性が高いことから、若木ライフにおいては従前の対応に準じ警戒を継続する。「感染しない。感染させない。持ち込まない。」を徹底し、今後も利用者・入居者・家族・関係者に安全・安心と信頼を得る対応を重ねていく。

2 介護ニーズの増大に対応する高齢者福祉推進

日本は高齢化と人口減少の双方に直面しており、団塊の世代が後期高齢世代となる2025年以降には、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が急激に増加するとともに、要介護状態の重度化や介護サービスでの医療ニーズも高まることが予想されている。当法人は、質と量の両面の介護ニーズの変化に的確に対応して高齢者福祉を推進する。

3 介護サービスの統合的な提供

若木ライフが利用者・地域の信頼を獲得し選ばれる施設となっていくためには、これまでの事業経験を活かし、サービスの質の向上に継続的に取り組むことが必要である。また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるサービスを利用できるよう、若木ライフの持つ、特養、ショートステイ、通所介護、居宅介護支援、地域包括支援センターという総合的な福祉資源を活用し積極的に提供していく。

4 地域包括ケアの推進

2025年に向けて認知症施策、医療との連携、多様な主体による生活支援サービスなどの地域包括ケアシステムの構築が社会的な要請となっている。当法人はこれに対応して相談センター機能の充実・強化を図り、地域包括ケアの拠点として地域のニーズに応える事業の推進を目指す。

5 介護報酬改定への対応

介護報酬の改定動向としては、介護職員の人材確保・処遇改善、人権尊重と虐待の防止、ハラスメント対策の強化、感染症・災害に対応するBCPの策定などが主要な項目となっている。積極的な加算項目の取得を進めると同時に、加算の取得が利用者の制限につながらないよう若木ライフの特徴を活かした運営を目指す。

6 持続可能な就労環境を目指す

介護人材の不足は、働き方改革や求人環境の変化の中で益々困難な時代を迎える。介護職員処遇改善加算だけでなく、あらゆる就労ニーズに応え、ライフサイクルや女性・障がい者・高齢者、正規・非正規を区別なく的確に活用し、生きがいをもって就労できる持続可能な職場づくりを目指す。

IV 重点取組

1 部門別重点取組

部門	目標	内容
管理	ガバナンスの強化 地域共生社会の推進	① 事業運営の透明性の向上 ② 地域交流の再興 ③ 地域社会への貢献（SDGS への取組み）
特養	入居者の尊厳を護る 介護の実施	① 転倒や誤薬事故防止対策の推進 ② 看取り介護の充実（関係職種の連携強化） ③ 受入対象者拡大に向けた具体的基準の検討
短期入所	利用者・家族が 安心して利用できるサービス提供の実現	① 稼働率アップへのフロアとの取り組み ② 感染症対策への取り組み ③ 特養・通所、在宅事業及び医療との連携強化
看護	感染症対応の徹底と 他部門との連携	① 感染症対応の徹底 ② 他職種との円滑な連携の推進 ③ 入居者・家族が納得できる健康管理業務の推進
機能訓練	科学的機能訓練体制 の整備と推進	① 記録とデータに基づく機能訓練の実施 ② 変化に対応したPDCAサイクルを踏まえた機能訓練の実施
栄養	安全・安心で効率的な 給食提供と個別栄養 指導の推進	① 安全・安心で衛生的な食事の提供 ② 個別栄養管理の推進 ③ 効率的で働きやすい環境整備
通所介護	感染症等の対応徹底 利用者や家族・職員の 満足度向上	① 感染症等の対応及び対策の徹底 ② ひかり・のぞみ相互連携、サービスの質の向上 ③ 特養・短期入所、在宅事業との連携体制を強化
居宅	利用者の納得できる サービスの提供	① 業務の相互チェック体制の確立 ② 施設内在宅部門との連携強化 ③ 働きやすい環境の整備
包括	地域のニーズに応えた 計画的事業の推進	① 計画に基づく事業の推進 ② 利用者と地域のニーズに応える業務の推進 ③ 働きやすい環境の整備

V 若木ライフ年間活動計画

1 会議・委員会

No.	委員会名・会議名	部門	委員長・中心部署	開催頻度	合同開催	備考
1	理事会	全体	理事長・管理課	年3回以上		6月、11月、3月
2	評議員会	全体	理事長・管理課	年2回以上		
3	施設運営会議	全体	施設長	随時		
4	全体連絡会・ブリーフィング	全体	施設長・管理課	月2回	※	
5	介護士育成委員会	特養	施設長・介護主任	月1回		
6	衛生委員会	全体	管理課（平間）	月1回	○	
7	ケアワーカー会議	特養	介護主任	月1回		
8	事故防止委員会	全体	介護主任	月1回	◎	
9	安全対策委員会	特養	※安全対策担当者	月1回	◎	
10	栄養委員会	全体	管理栄養士	月1回		
11	行事委員会	全体	介護職員	月1回以上		
12	入浴衛生管理委員会	特養・デイ	介護職員・管理課	年2回		
13	マニュアル検討委員会	特養	介護職員	随時		介護手順書
14	排泄委員会	特養・デイ	介護職員	年4回		
15	褥瘡委員会	特養・デイ	看護師	年4回		
16	接遇委員会	全体	管理課	年2回	※	
17	防災委員会	全体	施設長・管理課	年2回		
18	感染対策委員会	全体	看護師長	月1回	○	
19	看取り介護委員会	特養	施設長・看護師長	年4回程度		
20	実習受け入れ検討委員会	全体	管理課	年2回		現在各部署で調整
21	入所検討委員会	特養	施設長・生活相談員	随時		定例 年2回
22	虐待防止委員会	特養	介護職員	年1回以上		
23	退所委員会	特養	生活相談員	随時		
24	在宅部門連絡調整会議	包括・居宅 ショート・特養	居宅・包括管理者 生活相談員	月1回		特養生活相談員を含む
25	サービス担当者会議 （カンファレンス）	特養	施設ケアマネ	月2回以上		
26	車輛安全運行検討委員会	特養・ショート・デイ	管理課	随時		

合同開催：全体連絡会等との合同開催 頻度順に◎○※

2 人材育成計画

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 目的 | 2025年に向けて介護や医療のニーズが大幅に増加する状況にある。若木ライフはより重度の高齢者を受け入れるとともに、サービス品質の一層の向上が求められる。このため、施設職員の能力開発と向上に向け組織的に推進するため計画を定める。 |
| 2 | 求める
職員像 | ① 慈誠の精神を基にして、利用者がその人らしい生活ができるよう支援する職員
② 自己啓発と技術の向上に努め、組織の一員として業務改善とサービスの質の向上に取り組む職員 |
| 3 | 実施内容 | 研修の効果を高めるため、内容と対象者に応じて職層研修とテーマ研修、並びにOJTとOff-JTを実施する。研修実施の評価は、上司、監督者が行い必要な助言指導を行う。 |
| 4 | 研修予定 | |

[illegible]

3 年間行事計画

若木ライフ行事委員会

1 目的

行事を通して、利用者様の「活気の向上」「気分転換」「新しい楽しみの発見」「多くの笑顔を引き出す」を目的とし、活動していく。

季節にちなんだ月間行事の他、定例の行事として誕生日会を開催する。

月間行事では、【コロナ禍から少しずつ普通の日常へ戻ろう】をコンセプトに小規模人数での外出、外部演者を招いたフロア毎の音楽祭等、この3年間でできなかったことを感染対策を講じたうえで実施し、利用者の思い出に残る行事にしたい。

(感染状況、ワクチン接種状況により変更有り。)

2 月間行事予定

	行事名	実施内容
4月	春の集い	お花見
6月	初夏の集い	音楽鑑賞
7月	若木ライフ納涼祭(夏の季節行事) 7月30日と8月6日	おやつの提供 ゲームコーナー他
9月	敬老お祝い会(敬老の日)	長寿を祝う
11月	秋の芸術鑑賞会(秋の季節行事)	動物とのふれ合い
12月	年忘れお楽しみ会	未定
1月	新年を祝う会	未定
2月	節分豆まき会(節分の日)	各フロアにて豆まき
3月	3月下旬	ひなまつり

3 令和5年度行事委員

【特 養】伊賀上(強)、渡邊雅代、星野、栗田、レックス

【管理課】1名

【栄養課】1名

4 ボランティアの受け入れ

コロナの影響でボランティア活動は全面的に見合わせています。

今後、状況を見て受け入れを開する。

5 定例行事予定

(1) 誕生会年	年 12 回	(2) 手工芸クラブ年間	年 12 回
(3) フリークラブ	年 12 回	(4) カラオケクラブ	年 12 回

4 令和5年度 行事食予定

行事食日程	暦・行事	行事食内容	朝	昼	夕	間
4/6 (木)		桜のちらし寿司		○		
5/2 (火)	八十八夜	抹茶デザート				○
5/5 (金)	端午の節句	端午の節句メニュー		○		○
5/14 (日)	母の日	刺身盛り合わせ				○
6/10 (土)		あじさい寿司		○		
6/18 (日)	父の日	父の日メニュー		○		○
6/30 (金)	夏越の祓	行事おやつ				○
7/2 (日)	半夏生	たこ飯		○		
7/7 (金)	七夕	七夕メニュー		○		○
7/17 (月)	海の日	海の日デザート				○
7/30 (日)	土用の丑の日	うなぎ料理		○		
8/15 (火)	お盆	精進料理		○		
9/9 (土)	重陽の節句	秋のちらし寿司		○		
9/18 (月)	敬老の日	敬老の日メニュー		○		
9/23 (日)	秋分の日	秋分の日デザート				○
9/29 (金)	十五夜	萩御飯		○		
10/27 (金)	十三夜	栗ご飯		○		
12/22 (金)	冬至	かぼちゃ料理				○
12/25 (月)	クリスマス	クリスマス・スペシャルランチ		○		○
12/31 (日)	大晦日	年越しそば		○		
1/1 (月)	お正月	おせち料理	○	○		○
1/2 (火)	お正月	おせち料理	○	○		○
1/3 (水)	お正月	おせち料理		○		
1/7 (日)	七草	七草粥	○			
1/11 (木)	鏡開き	ぜんざい				○
1/15 (月)	小正月	小豆粥		○		
2/3 (土)	節分	節分メニュー		○		○
2/14 (水)	バレンタインデー	バレンタインデザート				○
3/3 (日)	桃の節句	ひな祭り御膳		○		○
3/14 (木)	ホワイトデー	ホワイトデーデザート				○
3/20 (水)	春分の日	春分の日デザート				○
毎月		日本全国の郷土料理				

VI 各事業計画

1 介護老人福祉施設事業計画

1 運営方針

- (1) すべての入所者に対して、一人ひとりのニーズに応じた施設サービス計画（ケアプラン）を立案し、それを基にサービスを提供します。
- (2) 入所者一人ひとりが有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、個別ケアと認知症ケアを中心としたサービスを提供します。
- (3) サービス提供により、入所者の生活の安定及び生活の充実ならびにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- (4) 尊厳ある終末期を支援するために総合的な体制を整備します。
- (5) 地域やご家族様との結びつきを重視し、関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

2 事業の内容

(1) 施設サービス計画の作成

- ア 要望に応じたサービスを提供するために、入所者の心身の状況を把握して施設サービス計画を作成し、介護及び支援を行う。施設サービス計画は介護認定更新時の他定期的に見直し、また必要に応じて変更する。
- イ 体力低下の著しい重度の入所者も、安全・快適に過ごせるよう、ご本人に合わせた支援内容を計画する。

(2) 介護の提供

- ア 入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて、適切な介護サービスを提供する。
- イ 入所者の心身の状況に応じて、安全・確実な方法により、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない場合は本人の状態に合わせた適切な対応を行う。
- ウ 前項のほか、離床、着替え、整容等の介助及び寝具、衣服、備品、環境等の清潔保持に努める。

(3) 食事の提供

- ア 管理栄養士・栄養士を活用し、栄養ケアマネジメント、献立の作成、経口摂取の維持、食事摂取状況の観察等、食事全般について入所者の栄養管理指導を行う。
- イ 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態を考慮したものとし、適時適温に心掛ける。
また、季節感を味わい、暦に因んだ行事食を提供する。

ウ 入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して食事ができるよう良好な食事環境を提供する。

(4) 入浴

ア 清潔の保持、疲労回復、睡眠の促進等の効果とともにコミュニケーションの場としても入浴が大切な位置を占めることと合わせて、高齢者の身体への負担を考慮して環境の整備と介助を行う。

イ 入所者の希望、体調、身体機能の状態に合わせ、かつ安全に配慮して、一般入浴、機械浴の形態で、週2回以上行う。また、体調によって清拭を実施する。

(5) 機能訓練

入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を維持し、又はその減退を防止するための訓練を個別、集団にて行う。

(6) 健康管理

ア 医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行う。

イ 看護師は入所者の健康上の問題点を把握し、医師の指示のもと与薬管理と適切な処置を行う。

ウ 栄養補助剤などは、入所者の状況に合わせ、きめ細かく対応する。

エ 症状や状態の変化に充分配慮し、家族への情報提供を積極的に行う。

オ 必要に応じ、外来受診と通院介助、医療機関への送迎を行う。

カ 施設内での感染の予防

○ インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、うがい、手洗い、マスク着用を励行し外部からの侵入防止に努め、発生した場合は、拡大防止、重度化防止を図る。適宜抗原検査キットを使用する。

○ 食中毒、0-157の感染予防のため、衛生管理を徹底し、関係職員が連携して感染予防を図る。

○ その他の感染症については、マニュアルに基づき対応する。

キ 職員が心身共に健康で勤務できるよう、職員の健康管理に配慮する。

ク 医療ケアの必要な利用者の受け入れ

医師の指示のもと、実施可能な喀痰吸引、尿の留置カテーテルの管理、ストーマ（人工肛門）等利用者の受け入れ体制整備を継続する。

(7) 尊厳ある看取りへの支援

ア 看取りに対する本人や家族の思いを尊重し、適切な情報提供を行う。看取り介護に関わる全ての職員に対して研修を行うと共に、PDCAサイクルによる充実を図る。多職種連携による看取り体制を強化する。

イ 入所者や家族が施設での看取りを希望された場合は、「看取りに関する指針」に基づき看取り介護を実施する。

(8) 行事

ア 入所者が季節感を味わい、個々の興味・関心に応じた活動に参加し、楽しめるよう行事プログラムを工夫する。

イ 気分転換に効果のある散歩等外気浴を行い、同時に地域とのふれあいを促す。また、少人数のゲームなどの身近に楽しめる活動やクラブ活動を実施する。

ウ 施設における行事等への家族の参加、交流を促進する。

(9) 相談及び援助

ア 入所者や家族の相談に適切に対応し、必要な情報提供、助言、その他の援助を行う。

イ 感染対応中の面会手段として、ビデオ通話による面会（LINE の利用）の実施をご家族に案内する。

ウ 入所者と家族とが交歓できる「集いの場（仮）」の開催を企画する。

エ 若木ライフ全体の協働事業として「家族介護者教室」の開催を企画する。

(10) 職員の育成と資質向上

介護士育成委員会が人材育成の推進役となり、他施設への見学、EPA 職員を中心とした介護技術の内部研修、日本語の学習会等を実施し職員のキャリアアップを支援する。

(11) 他施設での介護実践研修

若木ライフ以外の施設を見学したり研修として介護業務に従事し、介護業務の見識を広げるとともに、職員のスキルアップを図る。

(12) I C T の活用

介護業務支援システムなどを活用し、情報の収集・蓄積・共有を図るとともに、記録作成や巡回に要する時間を効率化し、入所者と接する時間を増加させるなど、本来の介護業務の品質向上を図る。

(13) 事故時の対応

施設内で利用者の事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに基づき、配置医に連絡のうえ救急医療機関、協力医療機関と連携するとともに、速やかに入所者の家族等に連絡する。また、介護事故を防ぐためマニュアルに基づく実践を遵守する。

(14) 非常災害対策

非常災害に備え、B C P に基づく定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。

(15) 関係機関等との連携

区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(16) 地域・ボランティア等との連携

ア 施設運営にあたり、地域住民及びその自発的な活動（ボランティア）等との連携及び協力を図り、地域との交流・協働に努める。

イ 家族や地域の関係機関等への情報提供の場としてホームページを活用する。

(17) 事故防止及び虐待防止への取り組み

事故防止委員会、安全対策委員会、虐待防止委員会を開催し、職員に対し定期的に研修を実施する。

(18) 入所対象者（医療行為の必要な方）の拡大に向けた検討

在宅療養者が受けられる医療行為の範囲が拡大し特別養護老人ホームへの医療ニーズも高まっていることから、施設で対応できる医療行為について評価し、入所受入対象者の拡大を図るための検討を行う。

3 入所定員 90 名

4 目標稼働率 98%（延べ 32, 281 名）

5 入所者の日課 別紙の通り

※ 医療行為が必要な方の受入状況

	胃ろう	固形栄養対応	経鼻栄養	インスリン 1日1回	インスリン 1日数回	褥瘡	人工肛門	人工呼吸器 BiPAP	人工呼吸器 CPAP	在宅酸素
令和4年度	×	×	×	○	×	△	○	△	△	×
				看護師勤務時間 内		状態による	医療材料は家族 が用意	個室で検討		
令和5年度	×	×	×	○	×	○	○	△	△	△
				看護師勤務時間 内			医療材料は家族 が用意	個室で検討		

	痰の吸引	尿道留置カテーテル（男性）	尿道留置カテーテル（女性）	ペースメーカー	膀胱ろう 腎ろう	オピオイド管理	人工透析	看取り
令和4年度	△	△	△	○	×	×	×	○
	夜間は介護職員 （口腔内）	交換のための受診は家族付き添い		定期受診は家族 付き添い				
令和5年度	△	○	○	○	×	×	△	○
	夜間は介護職員 （口腔内）	人数制限あり 定期交換受診は家族付き添い		定期受診は家族 付き添い			透析病院の送迎 車がある方	

2 短期入所生活介護事業計画

1 運営方針

- (1) 職員は可能な限り、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持並びに家族の介護負担の軽減を図るために、入浴、排せつ、食事介助、その他の日常生活上の介護及び機能訓練、その他の必要な援助を行う。

2 事業内容

- (1) 短期入所（介護予防短期入所）生活介護計画書の作成
利用者の心身の状況、要望に応じたサービスを提供するために、短期入所生活介護計画を作成し、具体的な介護及び援助サービスを提供する。
- (2) 個人情報の管理
アセスメントの情報、居宅サービス計画、短期入所生活介護計画等の利用者の生活状況や支援方針に関する情報と併せて、短期入所生活介護サービスの利用状況や目標の達成状況について記録し、利用者個々のケースファイルを作成する。
- (3) 相談及び情報提供
利用者・家族の日常生活全般に関する相談に適切に対応する。また、居住環境の整備、福祉用具の選定、具体的な介護方法の指導等必要な情報提供、助言、その他の援助を行う。
- (4) 介護の提供
特別養護老人ホームの機能を活用し、ニーズに応じて柔軟な利用期間を設定しながら必要な介護及び援助サービスを提供する。
- (5) レクリエーション・機能訓練等
 - ア 季節感を味わい、利用者が個々の興味関心に応じた活動に参加し、楽しめるよう行事的プログラムを工夫する。
 - イ 可能な限り利用者の身体機能の維持に努め、自立支援を目的とした集団的機能訓練プログラムを実施する。
- (6) 食事サービス
管理栄養士を配置し、栄養のバランスをとりつつ、楽しく食べられるよう食事サービスの内容の充実に努める。
- (7) 入浴サービス
利用者の体調に合わせて入浴を実施する。一般入浴、機械浴のいずれかの形態で身体機能に合わせて対応する。また、体調によって清拭を行う。
- (8) 健康管理
 - ア 血圧や体温等のバイタル測定による健康チェックを行う。
 - イ 看護師は主治医の指示のもと与薬管理と適切な処置を行う。
 - ウ 施設内での感染症防止に努める。
 - インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症について、うがい、手洗い、検温、消毒、マスクの着用を励行し、外部からのウイルスの侵入防止に努める。必要に応じて抗原検査キットを使用する。
 - 発生した場合は、速やかに家族や介護支援専門員に連絡する。また、拡大、重度化防止の為、居室内対応や延泊など必要な措置を講ずる。

- 食中毒、0-157 の感染予防のため、衛生管理を徹底する。
- その他の感染症については、マニュアルに基づき対応する。
- (9) 送迎サービス
移動の負担を軽減するため、希望者には送迎サービスを提供する。利用者の身体に負担がないよう、速度や経路に十分注意し、安全かつ効率的に行う。
- (10) 関係機関等との連携
地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、他の介護保険サービス提供事業者、地域の医療機関等との連携を密にする。
- (11) 家族との連携
ア 退所時、家族に利用状況報告書を交付し、情報の共有を図る。
イ 利用者に急変が生じた場合に速やかに家族に連絡をし、必要な措置を講ずる。
- (12) 事故・緊急時の対応
事故等の緊急事態が発生した場合、家族に速やかに連絡するとともに主治医及び救急医療機関、協力医療機関に連絡を行い、緊急対応マニュアルに基づき対応する。
- (13) 非常災害対策
非常災害に備え、BCPに基づき定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (14) 健全経営の取り組み
稼働率向上を目指し、関係機関に空床状況を案内すると共に、緊急ショートについても迅速かつ柔軟に対応して可能な限り要望に応えていく。
- (15) 事故防止及び虐待防止への取り組み
事故防止委員会、安全対策委員会、虐待防止委員会を開催し、職員に対し定期的に研修を実施する。

3 短期入所生活利用者 定員 1 日 10 名

4 目標稼働率 80%

5 利用者の日課 別紙の通り（特養と同様）

特別養護老人ホーム・短期入所生活 日課・業務表

時間帯	生活内容	時間	業務内容	職員
2 : 00	就寝中	2 : 00	安全確認	
3 : 00	青空タイム	3 : 00	青空介助・居室巡回	
4 : 00	就寝中	4 : 00	安全確認	
		4 : 30	食事準備（お茶・おしぼり・エプロン）	
		5 : 30	起床・着替え・髭剃り・整髪 トイレ介助・ポータブル・尿器処理 食堂へ誘導。口腔ケア（洗浄・義歯装着）	
6 : 00	起床・洗面		飲水介助	7 : 00
8 : 00	朝食		食事・服薬介助 居室誘導・食堂片付け	当早
8 : 30～ 9 : 20	青空タイム	8 : 30	青空介助・見守り	
		9 : 20	申し送り	8 : 50
		9 : 30	入浴準備	当早日
			入浴介助・SS 入退所対応・洗濯物仕分け（月・木） 食堂誘導・飲水準備	
10 : 00～	水分補給		飲水介助・シーツ包布交換	
10 : 00	グループリハビリ体操（2F）	10 : 30	リハビリ・クラブ送迎	
10 : 30	グループリハビリ体操（3F）		諸サービス	11 : 00
11 : 00	グループリハビリ体操（4F）	11 : 30	食前準備（お茶・おしぼり・エプロン）・食堂誘導	日早遅
11 : 30	グループリハビリ体操（1F）		食事・服薬介助	
12 : 00	昼食	12 : 30	居室誘導・食堂片付け	
12 : 30～	青空タイム	13 : 00	青空介助。見守り	
		13 : 30	入浴準備	
		14 : 00	入浴介助	
14 : 00			リハビリ、クラブ送迎 諸サービス・おやつ準備・食堂誘導	
14 : 50	おやつ・水分補給	14 : 50	おやつ・飲水介助・居室誘導・食堂片付け	
15 : 10～	青空タイム	15 : 10	青空介助・見守り ポータブル・尿器処理	15 : 30
16 : 00		16 : 00	食前準備（お茶・おしぼり・エプロン）・食堂誘導	日遅
			飲水介助	17 : 00
		17 : 00	夕方申し送り	日遅当
			食事・服薬介助	17 : 30
18 : 00	夕食		居室誘導・食堂片付け	遅当
		18 : 30	青空介助・見守り	
18 : 30～ 19 : 00	青空タイム		着替え・口腔ケア（洗浄・義歯洗浄） ポータブル配置	
20 : 00	与薬	20 : 00	眠前薬介助・水分補給・就寝準備	19 : 45
				当
21 : 00	消灯		居室消灯	
22 : 00	就寝中	22 : 00	安全確認	
23 : 00	青空タイム		青空タイム	
24 : 00	就寝中	24 : 00	安全確認	

3 一般通所介護事業計画

1 運営方針

- (1) 利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を支援する。
- (2) 家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の入浴、食事、排泄等の介護及び運動機会の提供、その他必要な援助を行なう。
- (3) 誠実なサービス提供と関係部署との密接な連携により、利用者と家族が自宅以外の場所で安心して過ごせるよう支援する。

2 事業内容

- (1) (介護予防) 通所介護サービス計画の作成

利用者のADLや日常生活全般の状況及び本人、家族の希望をアセスメントし、居宅介護支援計画（介護予防支援計画）に沿って、通所介護計画を作成し、利用者一人一人に合った介護・援助サービスを提供する。

- (2) 入浴サービス

利用者の身体への負担を考慮し、体調、身体機能、希望に合わせ、安全にかつ事故等の予防に配慮し、一般浴・機械浴槽（リフト）を毎日実施する。

- (3) 送迎サービス

利用者や家族の利便性を考慮し、安全速度と運転に十分注意し利用者の身体に負担がないよう、安全かつ効率的に行う。新型コロナウイルス感染症対応による迎え時の検温・体調確認を行い、早期発見に繋げ感染拡大予防を図る。

- (4) 食事サービス

栄養バランス、身体の状況及び嗜好を考慮した食事形態とし、適時適温で、季節感を楽しめるような食事を提供する。栄養課と連携し、食事形態の変更や禁止食対応を共有し安全な食事を提供する。

- (5) 生きがい・趣味活動

利用者が季節感を味わい、興味関心を持って、かつ個々の能力に応じた個別、集団プログラムを工夫し提供する。毎月新たなゲームレクや手工芸作品作り、園芸レク等を行い、活動刺激による心身機能の維持を図り、日常生活の楽しみになる場を提供する。

- (6) 健康管理

看護・介護職による健康チェックを毎日実施し、利用者の健康に留意するとともに服薬の確認、月1回の体重測定を行う。新型コロナウイルス感染症への対応として午前・午後の検温・体調確認を行い、早期発見に繋げる。テーブル、送迎車の消毒を徹底し、利用者への手指消毒を促し、感染予防を図る。施設内での喫煙を禁止する。

- (7) 地域、ボランティアとの連携

地域住民やボランティア、自治会、町内会、老人会などと連携、協働し、地域との交流、情報共有に努め、地域人材の活用や地域内の介護需要の掘り起こしを図る。

※新型コロナ等感染症拡大の状況を見ながら、関係各部署と協議の上で再開を検討する。

(8) 緊急時の対策

事故等の緊急事態が発生した場合、家族に速やかに連絡するとともに主治医及び救急医療機関、協力病院に連絡を行い、緊急対応マニュアルに基づき、適切に対応する。

(9) 非常災害対策

非常災害時はBCP(事業継続計画)に基づき対応し、定期的に防災、避難、救出その他、必要な訓練を行う。

(10) 新型コロナ感染症対策

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時のBCPに基づき対応し、徹底した感染予防対策の実施、強化を図る。

(11) 相談及び援助

利用者、家族の相談に適切に対応し、必要な助言その他の援助を行う。

通い慣れたなじみの場所であることを生かし、短期入所、特養入所等の各部署と密接に連携し、必要な支援に速やかにつなげられるよう支援する。

(12) 関係機関との連携

区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、自施設内の部署、他の介護保険施設、その他の保険・医療・福祉サービス提供者との密接な連携、情報共有に努める。

(13) 医療行為対象者の拡大

医療依存度の高い利用者を受け入れられる支援体制を強化していく。

(14) 健全経営の取り組み

稼働率向上を目指し、誠実なサービス提供と広報活動により、地域からの信頼を得ることで地域から選ばれる事業所になる。より多くのサービスを提供することにより、地域へ貢献する。また、法令遵守を徹底した運営を行い、利用者のADL・QOL維持に努める。現状の職員体制や車両状況等を最大限活用し、効率のよい運営を行う。同時に、職員の心身が健康に保てるように体調管理への配慮を行い、事業の安定的な継続を図る。

(15) 研修

サービス品質の向上、介護保険制度の周知徹底を目的とした定期的な研修を開催し自己啓発に努める。

(16) 利用者の安全確保、自立支援

適切な介助方法により利用者の残存機能を維持する。

福祉用具の充実により、利用者の安全を確保し、身体の負担軽減を図れるよう適切な助言を行う。また本人の心身状況や生活状況の変化を観察し、虐待などの早期発見に努める。

3 事業実施期間（年度利用期間）

平日、土曜日、祝日は事業実施

日曜・年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業

4 利用者日課・業務 別紙の通り

5 年間行事・季節行事予定

- ・ 年間行事は特別養護老人ホーム若木ライフと合同で行なう
- ・ 毎月2回、ボランティアによる書道クラブ
- ・ 毎月1回、ボランティアによる演奏・舞踊会
- ・ 社会参加活動を兼ねた外出レクリエーション

※ 新型コロナ等の感染状況を見ながら、関係各部署と協議の上で再開を目指す。

4 認知症対応型 通所介護事業計画

1 運営方針

- (1) 利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を支援する。
- (2) 家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、日常生活上の入浴、食事、排泄等の介護及び機能訓練等、その他必要な援助を行なう。
- (3) 地域密着型サービス事業所として地域のニーズに沿ったサービスを地域の関係者と連携してサービスの提供を行う。

2 事業内容

(1) (介護予防) 通所介護サービス計画の作成

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画にそって(介護予防)通所介護計画を作成し、具体的な介護、援助サービスを提供する。

(2) 入浴サービス

利用者の身体への負担を考慮し、体調、身体機能、希望に合わせ、安全かつ事故等の予防に配慮し一般浴・機械浴槽(リフト浴)を実施する。

(3) 送迎サービス

利用者や家族の利便性を考慮し、安全速度と運転に十分注意し利用者の身体に負担がないよう、安全かつ効率的に行う。新型コロナ等感染症対応による迎え時の検温・体調確認を行い、早期発見に繋げ感染拡大予防を図る。

(4) 食事サービス

栄養バランス、身体の状況及び嗜好を考慮した食事形態とし、適時適温、季節感を楽しめるような食事を提供する。管理栄養士と連携し栄養計画・評価(栄養アセスメント)を行い、家族や関係機関と情報共有を図る。

(5) 個別機能訓練

利用者の心身状況に応じ、日常生活を営むために必要な身体機能維持・向上、その減退予防(ADL・QOL)の訓練を計画・評価し、集団及び個別的に安全に実施する。また、家族や関係機関と連携し情報共有を図る。

(6) 生きがい・趣味創作活動

利用者が季節感を味わい、興味関心を持って、かつ個々の能力等に応じた個別及び集団プログラム活動を提供する。毎月のレクリエーション活動等を通して、活動刺激による心身機能の維持を図り、日常生活の楽しみになる場を提供する。

(7) 健康管理

看護・介護職による健康チェックを毎日実施し、利用者の健康に留意するとともに服薬の確認、月1回の体重測定を行う。新型コロナ等感染症対応による午前・午後の検温・体調確認を行い、早期発見に繋げ感染拡大予防を図る。施設内での喫煙を禁止する。

(8) 地域、ボランティアとの連携

地域住民及びその自発的な活動（ボランティア）等との連携、協力を行うなど地域との交流に努める。※新型コロナ等感染拡大の状況により、関係各部署と協議の上で再開を検討する。

(9) 緊急時の対策

事故等の緊急事態が発生した場合、家族に速やかに連絡するとともに医師 及び救急医療機関、協力病院に連絡を行い、緊急対応マニュアルに基づき対応する。

(10) 非常災害対策

非常災害時はBCPに基づき対応し、定期的に防災、避難、救出その他、必要な訓練を行う。

(11) 新型コロナ感染症対策

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時のBCPに基づき対応し、徹底した感染予防対策を強化する。

(12) 相談及び援助

利用者、家族の相談に適切に対応し、必要な助言その他の援助を行う。

通い慣れたなじみの場所であることを生かし、短期入所、特養入所等の各部署と密接に連携し、必要な支援に速やかにつなげられるよう努める。

(13) 関係機関との連携

区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、自施設内の部署、他の介護保険施設、その他の保険・医療・福祉サービス提供者との密接な連携、情報共有に努める。

(14) 運営推進会議の開催

利用者、利用者のご家族、地域住民の代表者、市町村の職員等に対して、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスにしていくことで、サービスの質の確保を図ることを目的とした運営推進会議を毎年2回、開催する。※新型コロナ等感染拡大の状況により、書面での報告となる場合がある（令和4年度は書面報告）。

(15) 医療行為対象者の拡大

医療依存度の高い利用者を受け入れられる支援体制を強化していく。

(16) 健全経営の取り組み

稼働率向上を目指し、利用者増加の活動と工夫を重ね、地域貢献に努める。また、法令順守を徹底した運営を行い、専門的な取得加算により利用者のADL・QOL維持に努める。

(17) 研修・マニュアル

サービスの質の向上、介護保険制度の周知徹底を目的とした定期的な研修を開催し自己啓発に努める。また、随時マニュアルの見直しを行う。

(18) お客様の安全確保、自立支援

福祉用具の充実を図り、お客様の安全確保（虐待など）、身体の負担軽減など適切な助言を行い、早期発見に繋げる。

(19) 施設内設備・福祉用具の購入及びメンテナンス

利用者や家族が安全・安心・安楽に利用できる環境面を整備し、介護・看護職も安全・安心・安楽にサービス提供できる体制や環境整備を構築する。また、定期的なメンテナンスを行い必要に応じて修繕等を行う。

3 事業実施期間（年度利用期間）

平日、土曜日、祝日は事業実施

日曜・年末年始（12月31日から1月3日まで）は休業

4 利用者日課・業務 別紙の通り

5 年間行事・季節行事予定

- ・ 年間行事は特別養護老人ホーム若木ライフと合同で行なう
 - ・ 毎月2回、ボランティアによる書道クラブ
 - ・ 毎月1回、ボランティアによる演奏・舞踊会
 - ・ 個別機能訓練を兼ねた外出レクリエーション活動
- ※ 新型コロナ等の感染状況を見ながら、関係各部署と協議の上で再開を目指す。

通所介護サービス生活日課・業務表（一般・認知症 DS）

時間帯	生活内容	時間	業務内容	職員
8 : 30	送迎開始	8 : 30	始業ブリーフィング・送迎車施設出発・車両点検	8 : 30
		8 : 50	朝礼・利用者数・食数確認	早
9 : 00	利用者施設着	9 : 00	デイミーティング・送迎車施設着・デイルーム誘導	8 : 50
	休憩・水分補給	9 : 15	送迎車施設出発	日
	健康チェック			
9 : 30～	入浴サービス	9 : 30	入浴介助	
10 : 00	利用者施設着	10 : 00	送迎車施設着 デイルーム誘導	
	休憩・水分補給	10 : 15	送迎車施設出発	
	健康チェック			
10 : 50	利用者施設着・送迎終了	10 : 50	送迎車施設着 デイルームへ誘導	
	休憩・水分補給			
	健康チェック			
11 : 00	午前の活動	11 : 00	生活介助・見守り	
	リハビリ体操		レク誘導・介助	
	レクリエーション活動			
11 : 50	入浴サービス終了	11 : 50	排泄介助・手洗い誘導	
12 : 00～	昼食サービス	12 : 00	食事介助・服薬支援	
13 : 00	午後の活動	13 : 00	生活介助・見守り	
	個別機能訓練			
	創作活動・手工芸等			
13 : 30	おやつ・休憩	13 : 30	介助・見守り・排泄介助・手洗い誘導	
14 : 00	おやつ・休憩			
14 : 30	送迎開始・利用者施設発	14 : 30	送迎車施設出発	
15 : 00	おやつ・休憩	15 : 00	介助・見守り・排泄介助・手洗い誘導	
		15 : 00	送迎車施設着	
15 : 15	送迎・利用者施設発	15 : 15	送迎車施設出発	
	（認知症通所介護は 活動継続）	16 : 00	送迎車施設着	
16 : 10	活動終了	16 : 10	送迎車施設出発 随時、業務日誌・ケース記録等・ 清掃・翌日準備・施設点検	16 : 30
16 : 15	送迎・利用者施設発	16 : 15	送迎車施設出発	17 : 00
		16 : 30	送迎車施設着	
16 : 40	送迎・利用者施設発	16 : 40	送迎車施設出発	
		17 : 00	送迎車施設着・送迎車両点検・整備	
17 : 00～	送迎終了		終業ブリーフィング	
17 : 30		17 : 30	業務終了	17 : 30

※ ブリーフィング・ミーティングは随時行う。新型コロナ等感染拡大の状況により省略する場合あり。

5 指定居宅介護支援事業計画

1 運営の方針

- (1) 高齢者福祉総合施設若木ライフの居宅介護支援事業所として、若木ライフが有する福祉資源を最大限に活用し、地域の居宅介護支援事業に積極的に貢献する。
- (2) 居宅において、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。
- (3) 適切な福祉サービス及び保健医療サービスを、多様な事業者から、総合的かつ効果的・効率的に享受できるようサービスの調整を行う。
- (4) ケアマネジメントの提供に当たっては、ケアプランに位置づけるサービス事業所について、複数の事業者の中から利用者又はその家族が選択可能であることを説明し紹介する。
- (5) ケアマネジメントの提供に当たっては、市区町村、地域の福祉サービス及び保険医療サービス主体との連携に努める。

2 事業内容

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業。
- (2) 介護保険法に基づく介護予防支援業務委託事業。
- (3) 入退院時や介護保険施設の入所時等、関連するサービスとの有機的な連携による情報の提供。
- (4) 法定研修や各種研修会、講習会等に参加し、知識・技術の向上に努め、社会情勢や利用者・家族の要望に的確に応えるケアマネジメントの提供。
- (5) 他法人3事業所と協働し、スキルアップを図る勉強会の開催。
- (6) 介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の協力体制の確保と実習の受け入れ。

3 事業実施体制

管 理 者 1 名（主任介護支援専門員兼務）
介護支援専門員 3 名
 平日、土曜日は事業実施
 日曜、祝祭日、年末年始（12月31日～1月3日）は休業
 但し、24時間の連絡体制を実施

4 実施内容

- (1) 利用人員数（年間）
 - ア 介護サービス計画作成（介護予防の一部委託を含む）
 年1,440件（30件×12ヶ月×4名）
 - イ 介護認定の訪問調査
 年24件（2件×12ヶ月）

(2) 月例事業

- ア 地域包括支援センターとの連携
- イ 情報伝達会議（週1回）
- ウ 若木ライフ在宅部門連絡調整会議

(3) 非月例事業

- ア 居宅介護支援事業者連絡会等、各連絡会への参加
- イ 介護サービス事業所交流会
- ウ 関係機関会議、連絡会

(4) 研修事業

- ア 東京都の法定研修参加
- イ 板橋区、東京都社会福祉協議会、地域包括支援センター主催の研修参加
- ウ 自主研修

6 地域包括支援センター事業計画

1 運営方針

- (1) センターの専門職は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を続けるよう利用者の立場にたって支援を行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、できる限り要介護にならないよう「介護予防サービス」を適切に確保できるようその調整に努める。
- (3) 事業の実施にあたっては、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「包括的かつ継続的なサービス体制」を確立するよう努める。

2 事業内容

(1) 総合相談支援事業

① 総合相談支援全般に関する取組計画

新規相談や初回訪問は2名体制で行い、多角的・多面的視点で対応する。本人家族、地域住民が相談できる人や場所を増やしていく。

② 地域における現状やニーズの把握に関する取組計画

ア 町会・自治会・民生委員等との連携にかかる計画

地域に出向き出張相談や出前講座を継続開催する。地域課題の共有と共に、防災・消防訓練を通して地域との連携を図る。

イ 相談協力員連絡会の計画

地域課題の共有と課題解決に向けた地域づくりを推進していく。

③ 高齢者見守り事業

ア 高齢者見守りネットワーク事業

担当を定め、「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」の更新と管理を行う。新規登録者は把握でき次第訪問し、継続登録者は全職員で分担して全戸訪問を目指す。

イ 高齢者見守りキーホルダー事業

支援センターだよりや地域の介護支援専門員およびサービス提供事業者、老人クラブ、町会、自治会、サロン等で高齢者見守りキーホルダーの普及啓発を行っていく。

(2) 権利擁護事業

① 高齢者虐待の防止・対応に関する取組計画

板橋区高齢者虐待対応マニュアルに沿って、3職種共同で分析し多角的多面的な視点でのチームケアを行っていく。高齢者虐待の基礎知識と対応について、法人内外の研修に参加する。

② 困難事例への対応に関する取組計画

朝夕のミーティングで事案に対し情報共有や専門職の意見交換を行ない、チームケアに徹する。事案を困難事例と判断した場合は、基本2名体制で対応する。必要

に応じておとしより保健福祉センターの助言や支援の依頼や連携を図る。

③ 消費者被害の防止・対応に関する取組計画

消費者被害の防止・早期発見のため、警察、消費者センターなどと連携し被害情報を収集していく。民生委員や高齢者支援に関わる事業所、老人クラブ、町会など地域の関係者に対して、相談協力員連絡会や事業者交流会などの集まりを通じ、情報提供、注意喚起を行っていく。

④ 成年後見制度利用支援に関する取組計画

おとしより保健福祉センター、権利擁護いたばしサポートセンターなどの関連機関と連携し、成年後見制度の活用・支援に繋げていく。老人クラブやサロンで講演会の情報提供や出前講座を開催し、成年後見制度について普及・啓発活動を行っていく。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

① 包括的・継続的ケアマネジメントにおける環境整備に関する取組計画

多職種連携強化を課題とし、情報共有や交流の機会を拡大する。事業者交流会や各種会議を開催して、地域の介護支援専門員、介護サービス提供事業者、医療機関などの関係機関とケアマネジメント実践力向上を行っていく。

② 事業者交流会の開催計画

地域の主任介護支援専門員、介護支援専門員、介護サービス提供事業者、医療機関を参加者とし、個別課題の解決や介護支援専門員の実践力向上、ネットワークの構築を目的とし、研修・事例検討会・意見交換会を定期開催する。

③ 介護支援専門員等への支援に関する取組計画

認知症支援、本人家族の意向の相違、虐待疑いなどの相談に対して、引き続き助言や関係機関の情報提供、同行訪問、カンファレンス同席などによる支援を行っていく。

(4) 地域ケア会議の実施

地域課題等を踏まえた地域ケア会議の実施計画

地域ケア会議の実施にあたっての年間計画を地域の関係者に周知していく。権利擁護・認知症ケア・家族支援・自立支援・近隣トラブルをテーマとして事例検討会、小地域ケア会議、地区ネットワーク会議を開催する。

初期集中支援チーム員会議は、2ヶ月に1回開催し、早期発見・早期治療の支援の方向性を定め、終了後も対象者の支援が継続的に実施されているかモニタリングを行っていく。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療・介護連携推進のための多職種連携に関する取組計画

医療機関との意見交換会の開催、病院・包括が主催する研修会等の参加と呼び掛け、地域住民が抱える多様な問題や地域課題を共有して、在宅医療・介護連携推進を強化する。

(6) 生活支援体制整備事業

協議体及び生活支援コーディネーターとの連携・協働に関する取組計画

支え合い会議中台の参加継続、地域ネットワーク事業などの各種会議への参加を

要請。生活支援コーディネーターと連携・協働し、自主グループの立ち上げ支援や後方支援を行い、地域の拠点を拡大していく。

(7) 認知症総合支援事業

① 認知症の普及啓発・認知症予防の推進に関する取組計画

地域に出向き、認知症サポーター養成講座と認知症予防に関するテーマで出前講座を開催する。開催時に「認知地笑かるた」を活用していく。

② 医療・ケア・介護サービス・家族介護者への支援に関する取組計画

家族交流会「やすらぎ」の後方支援の継続と、新たに家族交流会「ひだまり」の後方支援を行う。認知症サポーター養成講座で、もの忘れ相談、認知症初期集中支援事業の普及啓発を行い、事業の活用による早期発見と早期治療につなげる。

③ 地域支援体制の強化、認知症バリアフリーの推進、若年性認知症、社会参加支援に関する取組計画

年2回「認知サポ通信」を発行する。新たに認知症本人の参加できる場づくりを行っていく。

認知症サポーター養成講座開催に際し、地域のキャラバンメイトや認知症サポーターが企画から参画し、講師役や声かけ訓練を行っていく。

④ 認知症地域支援推進員としての重点的な取組計画

本人の視点に立った生活の継続に必要な社会資源を総合的に調整するため、語り合いや体験の共有など生き生きとした関わり合いができる場づくりを行っていく。

(8) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防ケアマネジメントに関する取組計画

受け入れ困難な居宅介護支援事業所が多く、一部委託が増えていかない現状がある。**委託率は26.2%**にとどまっている。一部委託可能な居宅支援事業所の開拓を行う。※ 新型コロナ等の感染状況を見ながら、関係各部署と協議の上で再開を目指す。

② 要支援1、2、事業対象者のサービスの利用に関する取組計画

事業対象者へ短期集中型通所サービス・住民主体の通所型サービス利用開始へ繋がるように、普及啓発を行う。また、事業対象者全てに対し、年2回(6月・12月)近況確認と資料送付を継続する。

(9) 一般介護予防事業

① 事業対象者の把握及びチェックシートの活用に関する取組計画

担当者を定めデータと紙ベースで管理し、年間計画を作成し引き続き進捗管理を行う。元気力測定会や地域に出向き、元気力チェックシートの実施と介護予防事業の普及啓発を行い、事業対象者の把握と支援を行っていく。

② 介護予防普及啓発に関する取組計画

サロン、自主グループ、老人クラブ、ふれあい館、10の筋トレ開催場所での活動継続支援としての出張相談、出前講座を実施し、介護予防普及啓発を行っていく。

③ 介護予防活動団体の立ち上げ及び継続への支援に関する取組計画

地域の空き室、空き店舗の活用による居場所づくり拡大と充実を図り、介護予防活動団体の立ち上げと継続への支援を行っていく。

既存の介護予防活動団体に毎月訪問し、出前講座や出張相談の支援を継続する。

- ④ リハビリテーション専門職との連携による活動支援に関する取組計画
- ⑤ 板橋区地域リハビリテーションネットワークに所属する専門職によるリハビリテーション専門相談を活用し、介護予防や自立支援の取り組みを推進する。また、小地域ケア会議の助言者として出席を依頼して協力体制を強化する。

(10) 研修計画

- ① センター主催で年間計画に基づき実施する。
- ② 法人主催で年間計画に基づき参加する。
- ③ 東京都、板橋区の主催する研修に参加する。

(11) 実習生受入れ

(12) 利用者満足度の向上

- ① 地域住民から信頼され安心できる支援に努め、満足度の向上を図る。
- ② 苦情対応体制に沿って対応し、再発を防止する。
- ③ プライバシー確保のための環境整備を継続する。

7 実習生受入れ計画

[illegible]